

記者会見連絡票

所属部署（農業委員会事務局）

タイトル
空き家に付随した農地の取得要件を緩和しました
概要（発表内容を簡単に記入してください。）
さくら市農業委員会では、人口の減少や農業従事者の高齢化により、担い手が不足し遊休農地が増加する地域において、移住・定住の促進、遊休農地の解消及び担い手の育成を図るため、さくら市空き家等情報バンクに登録された空き家等に付随した農地の権利取得時における下限面積を緩和しました。
内容（発表内容のポイントを記入してください。別紙資料でも可能。）
<p>さくら市で耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条の規定により農地の取得後の経営面積が原則として50アール（5,000㎡）以上必要となりますが、さくら市空き家等情報バンクに登録された空き家等に付随した農地に限り、農業委員会が別段の面積を定めることで1平方メートル以上の農地の取得が可能になりました。</p> <p>これにより、さくら市空き家等情報バンクに登録された空き家等と一体的な農地等の有効利用を図ることができます。</p> <p>① 施行日：令和元年7月1日</p> <p>② 対象区域：さくら市の区域の全部</p> <p>③ 適用要件：(1)さくら市空き家等情報バンクに登録された空き家等に付随した農地であること。</p> <p>(2)農地の面積が1平方メートル以上で耕作可能な農地であること。</p> <p>(3)所有者等による維持管理及び農作物の栽培が行われる見込みがないこと。</p> <p>(4)空き家等に隣接していること。</p> <p>(5)農地と空き家等の所有者が同一であること。</p>
本件に関する報道機関からのお問い合わせ先（所属、担当者名、電話番号）
農業委員会事務局 電話：028-681-1124

※ 1案件ごと1枚作成してください。